

一般財団法人 保健福祉広報協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人 保健福祉広報協会と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本財団は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本財団は、国内外の福祉機器に関する有益な情報の提供及び介護・保健福祉等社会保障分野の啓発・向上に関する事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 国際福祉機器展の開催
 - (2) 国内外の福祉機器に関する情報提供および調査研究
 - (3) 社会保障制度に関する広報活動及び調査研究の実施
 - (4) 社会保障制度に関するセミナー・講座の開催
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事業
- 2 前項の各号に掲げる事業は、本邦及び海外で実施する。

(公告)

第5条 本財団の公告は、電子公告により行う。

第2章 財産及び会計

(財産)

第6条 本財団の資産は基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 本財団の目的である事業を行うために不可欠な別表の資産は、この法人の基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

第7条 本財団は、基本財産の適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には理事会の議決を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本財団の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの

間備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類と併せて承認を受けなければならない。

3 第1項の書類の他、監事の監査報告書を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(事業年度)

第10条 本財団の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第11条 本財団に、評議員6名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員は、本財団の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 事業報告、貸借対照表並びに損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の帰属先の決定
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

(招集権者)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定めた事項

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

理事 6名以上10名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選任する。

3 前項で選定された理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

4 監事は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本財団の業務の執行を決定する。

2 理事長は、本財団を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当る多数の決

議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引
- (3) 本財団がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 31 条 本財団は、理事若しくは監事又は評議員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本財団は、理事会の決議によって、外部役員等(同法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の外部役員等をいう。)との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 198 条で準用する同法第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第 32 条 本財団に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、顧問にはその職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 2 節 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長、常務理事及び顧問の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第31条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第35条 理事会は、毎年事業年度に4月を超える間隔で年2回以上開催する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する他、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (2) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

3 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事が記名・押印する。

第5章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び精算

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(合併等)

第42条 本財団は、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で規定する法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第43条 本財団は、基本財産の滅失その他の事由による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第44条 本財団が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本財団は、剰余金の分配を行わない。

第6章 事務局

(設置等)

第45条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備え付けの書類及び帳簿)

第46条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 認定、許可、許可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第7章 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にもかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 当財団の最初の評議員は、次のとおりとする。

評議員	秋	山	勝	喜
評議員	加	島		守
評議員	品	川	卓	正
評議員	松	井	光	子
評議員	永	井	愛	子
評議員	室	山	哲	也
評議員	平	方	俊	雄

4 本財団の設立登記日現在の理事長及び常務理事は次のとおりとする。

理事長	小	林	和	弘
常務理事	松	寿		庶

別表 基本財産

財団種別	場所・物量等
三井住友銀行・東京公務部・定期預金	額面 3,000,000 円